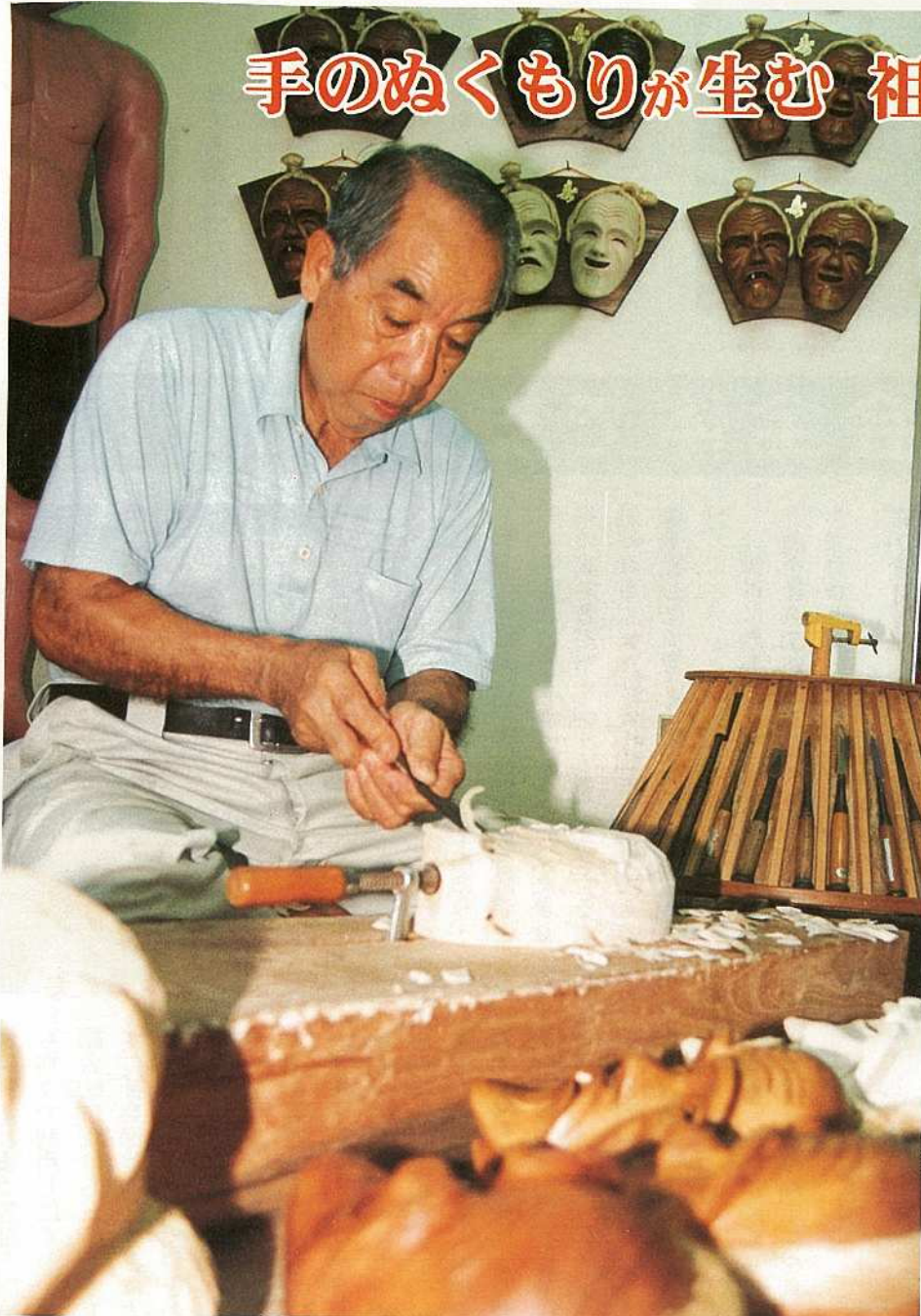




日本最南端の自然文化都市



ISHIGAKI



手のぬくもりが生む 祖先のほほえみ

アンガマに寄せる思い

旧暦の7月13日から15日までの旧盆の3日間行われるアンガマは、後世(あの世)から訪れた祖先の精霊たちを、現世(この世)にお迎えして3日間を過ごす祭りです。アンガマは、ファーマー(子孫)と三味線演奏の一团を引き連れて各家々を練り歩きます。

ウシュマイ(翁)とンミー(媪)がかぶる「アンガマの面」は、独特の微笑みをたたえた素朴な表情が見る人の心を引きつけます。

八重山では専門職人としてこのアンガマの面を彫り続けているのが田場由盛さん(66歳)です。

今月は田場さんの、アンガマづくりについて紹介します。

(関連記事7面に続く)

1999年 8月号
No. 334

(平成11年8月20日発行)

人口と世帯数

総人口 44,327 (+207)

男 22,191 (+61)

女 22,136 (+146)

世帯数 16,857 (+108)

(平成11年6月末日現在)

今月の主な内容

介護保険……………P 2 とうばらーま大会近づく……………P 5
サミットへ向けて……………P 4 農業委員選挙……………P 6
台北航空路線開設促進…P 4 アンガマ制作……………P 7

もうすぐ始まります

介護保険制度

人間は誰でも健康でいつまでも元気で長生きしたい。しかし、自分の老後を考えた時、「もし寝たきりになったら、誰が自分の面倒を見てくれるのか」とだれもが思うことです。

急速な高齢化とともに、介護の問題が老後の最大の不安要因となっています。介護が必要になっても現実には家族で介護を行うことは非常に困難になっています。

「介護保険制度」とは、介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるよう高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。



社会全体で支える

▼介護保険が必要な理由

私たちは今、高齢化社会の中にあり、二十世紀の半ばには三人に一人が高齢者という時代を迎えようとしています。寝たきりや痴呆の高齢者が増える一方で、介護する人も高齢になり、また働きに出る女性も増えるなど家族だけで介護することは難しくなっています。

介護はだれもが直面する問題です。そこで、介護を社会全体で支える「介護保険制度」が生まれました。

▼介護保険制度のあらまし

- ① 制度の運営主体（保険者）は石垣市です。
 - ② 制度のスタートは、平成十二年四月から。
 - ③ 「要介護認定」の申請は、平成十一年十月から始まります。
 - ④ 介護保険に加入するのは、四十歳以上の方です。
 - ⑤ 介護サービスは寝たきりや痴呆などの場合にサービスが受けられます。
- 身近な「ケアプラン作成事業者」に相談す



れば、これまで福祉と医療に分かれ、窓口も別々で利用しにくかった介護サービスを総合的に受けられる利用しやすい仕組みです。社会保険の仕組みにより、受けられる介護サービスと保険料との関係が分かりやすい仕組みです。

【65歳以上の方】（第一号被保険者）常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合にサービスが受けられます。

【40歳から64歳までの方】（第二号被保険者）初老期の痴呆、脳血管疾患など老化が原因とされる病気により要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられます。

【利用料の負担】サービスに要する費用は、公費と被保険者が納める保険料によってまかなわれます。

また、介護保険からサービスを受けたときは、一割の利用料を負担していただきます。



八重山圏域における 介護保険制度サービス施設

八重山厚生園（介護老人福祉施設）

【業務内容】
特別養護老人ホーム（70名）
養護老人ホーム（30名）
短期入所生活保護（ショートステイ）
【問い合わせ】
〒907-0023 石垣市宇登野城894-1 ☎2-2334

なごみの里（介護老人福祉施設）

【業務内容】
特別養護老人ホーム（50名）
在宅介護支援センター
・訪問介護（ホームヘルプサービス）
・訪問入浴介護
・日帰り介護（デイサービス）
・短期入所生活保護（ショートステイ）
【問い合わせ】
〒907-0243 石垣市宇宮良1131-2 ☎6-8316

南風見苑（介護老人福祉施設）

【業務内容】
特別養護老人ホーム（30名）
・訪問入浴介護
・日帰り介護（デイサービス）
・短期入所生活保護（ショートステイ）
【問い合わせ】
〒907-1541 竹宮町字上原船浦870-3 ☎5-6911

月桃の里（平成12年2月開所予定）

【業務内容】
特別養護老人ホーム（30名）
短期入所生活保護（ショートステイ）
日帰り介護（デイサービス）
【問い合わせ】
〒907-1801 与那国町字与那国4161-1

いしがき太陽の里（介護老人保健施設）

【業務内容】
短期入所療養介護（ショートステイ・10名）
日帰りリハビリテーション（デイケア・30名）
・訪問介護（ホームヘルプサービス）
・訪問入浴介護
・訪問看護
・訪問リハビリテーション
・居宅療養管理指導（訪問療養）
・日帰り介護（デイサービス）
・痴呆対応型共同生活介護
【問い合わせ】
〒907-0243 石垣市宇大浜1349-81 ☎2-0011

ケアハウスばすきなよお（有料老人ホーム）

【業務内容】
在宅介護支援センター
特定施設入所者生活介護
日帰り介護（デイサービス）
【問い合わせ】
〒907-0243 石垣市宇白保前原287-60 ☎6-8888

かりゆし病院（介護療養型医療施設）

【業務内容】
在宅介護支援センター（申請中）
・訪問介護（ホームヘルプサービス）
・訪問看護
・訪問リハビリテーション
・日帰りリハビリテーション（デイケア）
・日帰り介護（デイサービス）
・居宅療養管理指導（訪問診療）
・短期入所療養介護（ショートステイ）
【問い合わせ】
〒907-0024 石垣市宇新川2124 ☎3-5600

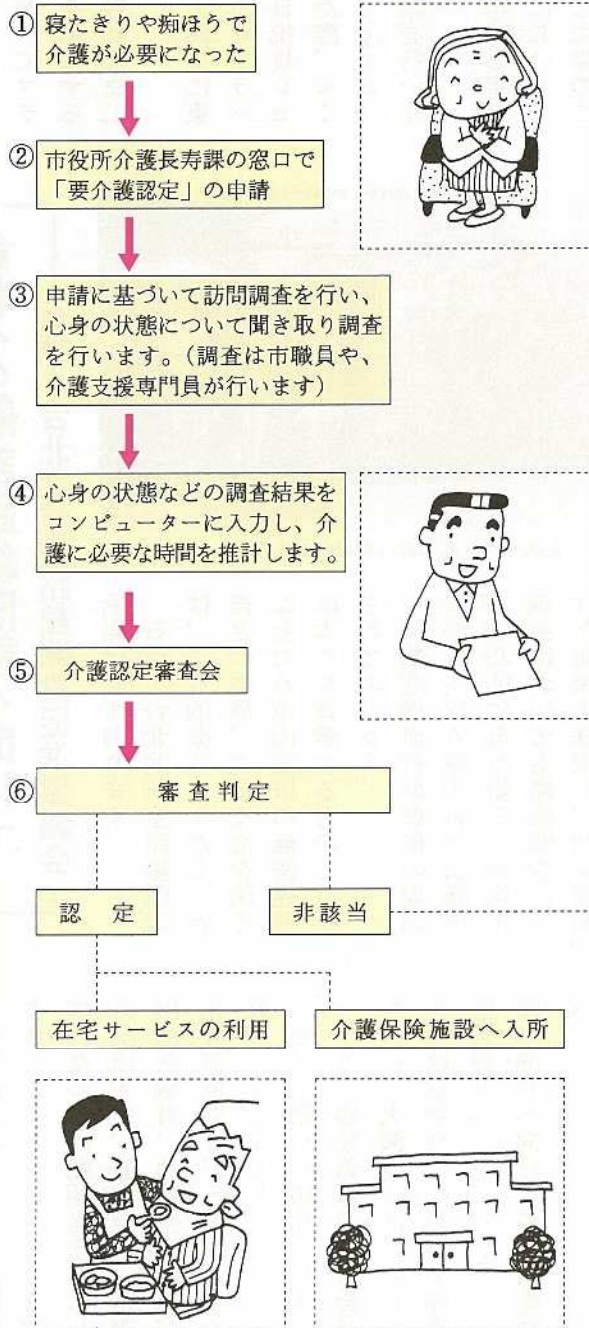
介護サービスを受けるまで

介護保険からサービスを受けるためには、寝たきりや痴呆などサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受けることが必要です。

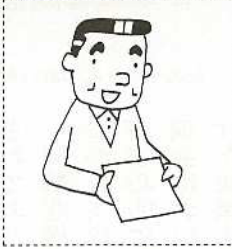
「要介護認定」の申請手続きは10月1日から石垣市役所介護長寿課において地区別に行われます。その結果は約一ヶ月ほどかかります。

「要介護認定」とは、寝たきりや痴呆など介護が必要な状態かどうかだけでなく、介護の手のかかり具合（要介護度）も判定します。要介護度により、在宅サービスを受けられる額や施設に入った場合のサービスの額が異なります。

次の図は、「要介護認定」の申請から介護サービスを受けるまでの流れです。



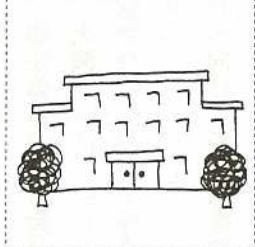
「要介護認定」とは介護が必要かを調査し、介護の手のかかり具合「要介護度」を判定。



調査結果には医師の意見書が添えられます。

介護認定審査会は保健・医療・福祉に関する専門家5人で構成。

非該当の場合、介護保険のサービスは受けられませんが、介護保険以外のサービスを受けられます。



認定された場合はその程度に応じて6段階の基準に分けられます。

地区別に「要介護認定」を受付

10月1日から申請受付開始

フランス共和国との 友好関係を構築



フランスチームのキャンプが期待されるサッカーパークあかんま

九州・沖縄サミット ワールドカップサッカー大会へ 取り組みを開始

石垣市では
来年（西暦二
〇〇〇年）七
月に沖縄県・
名護市で開催
される九州・
沖縄サミット
（主要国首脳
会議）へ向け

て取り組むため七月三十日に「沖縄サミット石垣市推進協議会」を発足しました。

また、二〇〇二年に開催されるFIFAワールドカップ日韓共催大会の際、サッカーパークあかんまにおいてフランスチームの合宿を招致するための取り組みを開始しました。

大湊市長は七月十四日に東京において開催されたフランス共和国革命記念日祝賀レセプションに招かれた際、モリス・グルドー・モンターニュフランス大使に要請を行いました。

要請では、「二〇〇〇年九州・沖縄サミットにおけるフランス大統領閣下ご夫妻のご来駕についてと、二〇〇二年FIFAワールドカップのサッカーパークあかんまにおけるフランスチームの合宿招致」についてであります。

九州・沖縄サミットは、来年七月二十一日から四日間、沖縄県、福岡県及び宮崎県において開催されます。

沖縄県では名護市において主要国首脳会議が開催され、世界の主要八カ国の首脳や随行者、報道機関、警備関係者など多数の皆様の来県が予定されております。このことは、

沖縄を訪れる各国首脳をはじめとする関係者の皆様が沖縄の自然や歴史・文化にふれる絶好の機会でもあります。

石垣市ではサミットに向け、市民に対して情報を的確に提供できるシステムをつくるとともに国際化及び地域活性化に貢献する事業を展開することなどを目的にした「沖縄サ

台北への航空路線開設へ向けて

石垣—台北間航空路線開設促進協議会



台北へは3度の直行便就航を実現

活発化しております。

石垣—台北間航空路線開設は、地理的条件を生かし、台湾との経済、文化交流を図ることで八重山圏域の経済発展に大きく貢献するものと期待されております。

同航空機直行便就航の要請については八重山青年会議所が中心に取り組み、石垣市議会においても路線開設に向けた決議を採択し、関係機関などへ要請行動を展開してまいりました。

これまでの実績をふまえて、行政・経済団体など九団体の組織の長を集めて路線開設促

進協議会を結成しました。同協議会は八月六日に開催され、八月十一日から二日間にあわって沖縄開発庁をはじめ関係省庁、航空会社、県選出国会議員、沖縄県、中琉文化経済協会などへ要請活動を展開いたしました。

要請活動から帰島したメンバーは、帰任報告の記者会見を行い、大湊市長は「直行便就航は航空会社において採算性を重要視している」と述べ、路線開設へ向けての実績をつくるため、チャーター便就航による需要の開拓と市民への世論喚起へ向けた取り組みを強化することを話しました。

交流が行われ、近年は往来が

八重山圏域と台湾は歴史的

とうばら一ま大会

— 9月22日(水)に開催 —



歌唱の部・課題歌詞から

なさきぬくとうばや
いつまでいんうむいぬくり

作詞・歌唱の部で出場者募集

いにしへの時代から唄い継がれてきた「とうばら一ま」は、聴く人の心に深い感銘を与えており、八重山を代表する民謡の一つです。今では海を越えて広く愛唱されております。

恒例の「とうばら一ま大会」9月22日(水)午後7時から新栄公園において開催され、市内をはじめ沖縄本島や他府県から厳正な予備審査を通過した出演者が、独特の歌声を披露します。(雨天の時は市民会館大ホール)。応募要項は決のとおりです。多数の出場希望者をお待ちしております。

応募の方法

【作詞の部】

- ①応募点数は1人3点以内(別にテーマは定めない)。
- ②応募期間は9月12日(日)まで。
- ③応募方法は自作の歌詞を官製ハガキ、又は封書にて住所、氏名、年齢、連絡先、電話番号を記入して送付して下さい。(歌詞、氏名等の漢字には必ず振り仮名を付けて下さい)。
- ④これまで発表された作品は審査の対象になりません。
- ⑤審査は9月16日(木)石垣市民会館で行い、当日発表します。

【歌唱の部】

- ①大会の出場者は25人以内(予備審査で選考)
- ②出場者の歌詞は課題歌詞一句、自選歌詞一句とする。ただし、課題歌詞は定められたものの中から選ぶ。
- ③申込期間は、9月12日(日)まで。
- ④申込方法は官製ハガキ、または封書で住所、氏名、年齢、性別、連絡先、電話番号、自選歌詞一句を書いて期限内に石垣市民会館へ郵送して下さい。
- ⑤三味線、笛等の伴奏およびはやしは自由です。
- ⑥予備審査は9月13日(火)午後6時から市民会館において行う。島外の申込者はテープでも可能。

【問い合わせ】

石垣市民会館 ☎2-1515



愛の一声で
すこやかなまちづくり

市民憲章～公德心を高める運動を

市民憲章推進協議会では、これまで、「花とみどりをいっぱいにする運動」や「まちを美しくする運動」とおして市民みんなで明るく住みよいまちをつくるため取り組んでまいりました。

今年度から、「公德心を高める運動」を新たに取組むため、市民の皆様呼びかけているところであります。この運動では、市民がお互いの連帯心や公德心を高めるために次のような活動を展開いたします。

その取り組みとして市民憲章実践校を指定し、児童生徒に対して広く「市民憲章」の精神を啓発する運動を展開し、幼稚園・学校・公園などの公共施設を愛護する運動を推進します。

また、幼児・生徒に「愛の一声」をかけることにより、非行防止に努め、体の不自由な人やお年寄り、観光客などに親切にする運動を進めます。

小・中・高校生が健やかに成長するため、地域の中において、どの子どもにも温かい眼差しで「愛の一声運動」を展開しましょう。お互いが声を掛け合う中からふれあい、思いやりのある地域社会が築かれます。

介護保険への理解を深めよう

女性講座を開催

石垣市企画室では、7月から11月までの間、6回にわたり「女性講座いしがき99」を開催しております。

9月に行われる講座は次のとおりです。市民多数のご参加をお願いいたします。(受講対象者は性別、年齢に関わらずどなたでも参加できます)

介護と介護保険法

日時：9月11日(土)午後2時～4時

場所：石垣市立図書館

講師：石垣市介護長寿課職員

石垣市農業委員会委員選挙

— 投票日 **9月12日(日)** —

農業委員会は、農業生産力の発展と農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与するために設けられた農民の代表機関です。また、農業委員は、農業者の代表として、公正な立場で農地法に基づく許可や農地のあっせん、農地に関する紛争の防止・和解の仲介・標準小作料の設定などのほか、農地の貸し借りに関する推進活動を行います。

九月十二日(日)には石垣市農業委員会委員選挙が行われます。投票日には、もれなく投票しましょう。

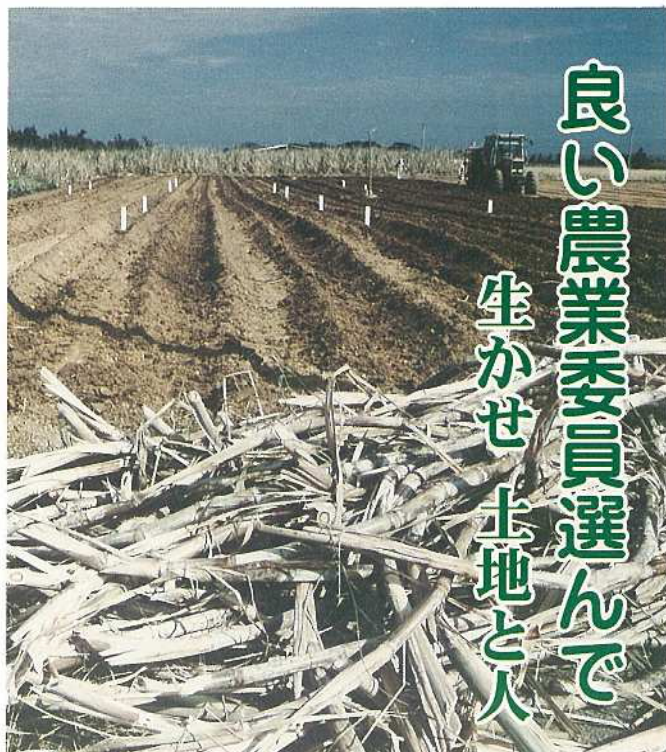
【投票所の変更】

第二選挙区第一

投票所は真栄里公民館です。

投票時間 午前**7時**～午後**6時**

【問い合わせ】石垣市選挙管理委員会 ☎2-1563
石垣市農業委員会 ☎2-8544



良い農業委員選んで
生かせ土地と人

ごみの散乱防止に向けて



清潔で住みよい生活環境をつくり、美しいまちづくりを進めるため「石垣市ごみの散乱防止条例」が10月1日から施行されます。市民のご理解とご協力で、散乱ごみのないまちをつくりましょう。

条例の対象となるごみは、空き缶やたばこの吸いがらをはじめ日常生活から生じるごみや粗大ごみ、事業活動から出るごみなどすべてのごみが対象です。(なお、本条例においては産業廃棄物は除きます)

道路や公園、他人の土地、建物、野山、河川、海浜などにごみを捨てると条例に基づき、名前を公表される場合があります。

次のことを守りましょう ●

- ① 行楽地や外出先で出るごみは持ち帰り、ゴミの日に出しましょう。
- ② 家の周辺の清掃を定期的に行い、地域の清掃活動などに参加しましょう。
- ③ 土地や建物の所有者、または管理者は除草や清掃、植栽や立て看板、あるいはロープ、フェンスなどを張ってごみが投棄されないような環境づくりをしましょう。
- ④ 事業者は、自らのごみを処理するだけでなく、消費者や旅行者などへも散乱防止の呼びかけをしましょう。
- ⑤ 自動販売機の業者は、自動販売機の横に空き缶などの回収箱を設置し、定期的に回収しましょう。

【問い合わせ】 環境保護課 ☎2-1285

10月1日から 石垣市ごみの散乱防止条例が施行

チャイルドシートは
子どもを事故から守る
命綱 (いのちづな)

秋の全国交通安全運動
9月21日～30日

石垣市交通安全推進協議会



幼児用シート
(4か月～4歳程度)

多発する交通事故

最近10年間に交通事故による死傷者数は約30パーセント増加し、昨年はほぼ百万人に達しました。

最近の交通事故の特徴は、自動車乗用中の死傷者が全体の約60パーセントを占めております。

車に乗るときはシートベルトやチャイルドシートを正しく着用して、安全運転に心がけて下さい。

百数十年前から登野城字会に伝わる
アンガマの面（八重山博物館所蔵）



アンガマづくりに取り組む田場さん

命の息吹と平和の思いを彫り込む

八重山の風土と歴史に育てられた アンガマの面づくり



旧盆の三日間、各字で行われるアンガマ行事

八重山の各島々には歴史と伝統に培われた祭りや芸能が脈々と伝えられ、神々がすぐそこにいて、豊かな実りと幸せをもたらし、無病息災を願う人々を見守っているように思えます。

旧暦の七月十三日から十五日までの三日間、市内各字ではアンガマ行事が行われ、青

年會が中心となり、ウシユマイ（翁）とソミー（媼）を先頭に二〇名から三〇名ほどの一団が道を練り歩き、所望された家々を廻ります。招かれた家の仏前において、入れ替わりながら踊りを披露します。また、アンガマと見物人との間で世俗を風刺した奇問珍答のやりとりが行われます。

田場由盛さんは四十年間にわたって専門的にアンガマを制作してまいりました。平真小学校近くにある作業場にはアンガマ面のほか獅子頭、ミルク、仁王像など田場さんが丹精を込めて彫り上げた様々な作品が並んでおります。

アンガマ制作に使われている材木はハスノハギリ（トウカナズ）で、切り出した材木を製材し、荒けずりをして、乾燥した後、仕上げの工程にはいります。「トントントン」と小気味良い音を響かせながら数種類のノミを使って彫り進めると、次第にアンガマの輪郭が浮かび上がってきます。ノミを持つつ細やかな手の動きとともにアンガマの絶妙な表情が現われます。

アンガマの面を彫りつづける田場さんの思い入れには、少年時代に遭遇した戦争（第二次世界大戦）の体験があります。当時、戦火が激しくなり、軍命によって名蔵・白水へ避難しました。

母親は避難地で罹患したと思われるマラリアによって苦

しめられ、帰らぬ人となりました。戦時中は住民生活も混乱しており、アンガマ行事も出来ない年がありました。辛く悲しい時代を振り返り「平和でないとアンガマも出来ないんですよね」と話しました。

もともと家具職人だった田場さんは、アンガマの魅力にとりつかれ、登野城字会が保管していた百数十年前のアンガマの面を字会長の了解を得て四日間借り受けて研究しました。はじめの頃は制作に時間がかかりましたが、試行錯誤を繰り返すうちに一日に一對の面をつくれるようになりました。

復帰前後から観光みやげ品として多方面に知られるようになり、平成八年にはアンガマ面の制作を通して多くのの人々に沖縄観光の発展に貢献したとして「沖縄県観光功労賞」が贈られました。

八重山の風土と文化に育まれたアンガマは今日もまた素朴なやさしさとほほえみをもたらえて私達の暮らしを見守っているようです。

生活上の法律や 人権相談に応じます

那覇地方法務局石垣支局と石垣人権擁護委員協議会では、次のとおり特設人権相談所を開設いたします。
相談内容は、人権問題、土地、建物、金銭貸借、相続戸籍、登記、交通事故、その他法律問題等です。
相談は人権擁護委員と法務局職員によって受け付けます。相談は無料で秘密は堅く守られます。
【日時】9月13日(月) 午後1時30分～午後4時
【場所】伊野田公民館

子ども人権オンブズマン

親による子どもへの虐待や、学校で問題となっている「いじめ・不登校・体罰」など子どもをめぐる人権問題が大きな社会問題になっています。
子どもの人権専門委員(子ども人権オンブズマン)は子どもの人権を擁護するため、子どもの人権にかかわる問題を主体的・重点的に取り扱い、その問題解決に取り組んでいます。
八重山地区の「子ども人権専門委員」は具志堅全松さんです。また、いじめ問題に関しては「いじめ110番」の専用ダイヤルでご相談を受けています。
【連絡先】人権擁護委員 具志堅全松
石垣市字大川 404番地 ☎2-4169
那覇地方法務局人権擁護課
「子ども人権 110番」専用ダイヤル
☎(098)853-4460

地域振興券の 使用を早めに

地域振興券の受け取り
と、雑貨店やスーパーな
どで使用できるのは九月
十五日までです。

石垣市では3月16日から地域振興券の交付を行っておりますが、まだ受け取っていない方や転居先不明で連絡の出来ない方がおります。

交付期間及び使用できる期間が9月15日までとなっております。受領済みの地域振興券を使っていない方は期間内に使用して下さい。

9月16日以降は無効となります。

また、交付対象者と思われる方で地域振興券を受け取っていない方は事務局までご相談下さい。

尚、特定事業者の換金手続きは12月15日まで出来ますが、銀行での換金手続きを早めに済ませて下さい。

【問い合わせ】石垣市地域振興券事務局 ☎2-8201

犯罪被害で困まっている皆様へ

犯罪に巻き込まれることは、大変つらく悲しいことです。事件があったことが本当であるのか信じられなくなったり、どうしたらよいのか分からなくなったりするなどの心の問題もあるでしょう。もっと現実的な経済的問題問題が起こることもあるでしょう。

被害者の方は、このような深刻な問題に直面せざるを得ませんが、被害者の方に対する援助・救済については、警察においても専門的な立場から相談に応じていますので、一人で悩まずに相談して下さい。

【問い合わせ】

八重山警察署 ☎2-0110

【性犯罪関係】～女性相談員が対応します～

女性被害者相談専用電話 ☎(098)868-0110
(警察本部刑事部捜査第1課)

【少年犯罪】

ヤングテレホンコーナー(太陽の子サポートセンター)
(警察本部生活安全部少年課)
☎(098)862-0111・862-0110(内線2529)

【暴力団関係】

(財)暴力団追放沖縄県民会議(警察本部内)
☎(098)868-0893
暴力情報 110番(警察本部刑事部暴力団対策課)
☎(098)862-0007

【悪質商法】

悪質商法 110番(警察本部生活安全部生活保安課)
☎(098)861-9110

【警察相談全般】

警察総合相談(警察本部総務課)
☎(098)863-9110

バケツ洗いなら30ℓ程度ですむ洗車も、流しっ放しのホース洗いでは、240ℓ以上の水が必要です。



コップ3杯程度ですむ歯みがきも、水の流しっぱなしでは、30秒で約6ℓのムダ。



水は貴重な財産
すぐにできる
家庭での節水対策

「水の惑星」といわれる地球。しかし、その水の約97パーセントは海水です。淡水はおよそ3パーセントにすぎません。しかも、淡水のなかで私たちが利用できる水は、河川・湖沼・地下水の一部で、全体のわずか0.8パーセントでしかないのです。

生命の源である水

水は蛇口をひねると出てくるのが当然です。しかし、災害、水不足など不測の事態に遭ったとき、それは当たり前のことではなくなります。

私たち人間はもとより地球上のあらゆる生物にとって必要なのはまず水。水は生命の源です。

水は暮らしに欠かすことのできないものとして、普段から水が無駄遣いしないように心がけましょう。

台風災害に備えよう

日頃から防災意識を高めよう



亜熱帯気候の八重山諸島は「台風銀座」といわれるほど、例年多くの台風が接近し、時として大きな被害をもたらされる場合もあります。台風被害を最小限にとどめるためにも、次のような点に心がけましょう。

【心構えと準備】

市役所などが行う防災訓練などのほか、消防機関、公民館などが開催する研修会や講習会に参加して、いざというときの対応力を身につけておきましょう。

【危険な場所を確認】

危険箇所を確認しましょう。各地域の避難場所は、あらかじめ指定されています。自分が避難する場所や、安全な道順を確認しましょう。

【台風が近づいたら】

台風が近づくと、強風による飛来物だけがをすることがありますので外出は避けましょう。

【家の回りを点検】

家の周りや、窓、雨戸、な

検診結果の活用法

保 健 婦
だ よ り

現在、石垣市では各地域において平成十一年度の住民健診を実施しております。

皆さんの中には、健診結果がすでに届いた方や、まだかなあと首を長くして待っている方もいると思います。

健診結果の中には、身長・体重をはじめ、医師の診察や血液、尿検査、レントゲン、心電図等の結果をもとにした

注意点など、あなたの身体的状態が細かく書かれています。今回は、この健診結果を上手に活用するためのポイントについて述べたいと思います。

健康相談を利用しよう

毎月、各地域で行われている健康相談の場を利用し、健診結果の見方や、注意点を確認し、生活習慣病の予防に役

立てましょう。また、通院している方は、主治医に結果をみてもらいさらに、あなたの状態を把握してもらおう事も大切です。

また、健診結果は記録しましょう。以前の健診結果と比較することで、早期に体の変化に気づく事ができます。

自分の健康状態の確認には、地域で行われている住民健診をぜひ利用して下さい。

健康増進課

保健婦 崎山佐和子

【避難は早めに】

消防、警察など防災関係機関の広報に注意し、避難の勧告を受けた場合は、危険を感じなくてもできるだけ速やかに避難しましょう。住民への避難勧告の命令によって、毎年多くの人命が救われています。

電気、ガスなど火の元の始末と戸締りを確実にしましょう。災害時には、あわてずに落ちついて行動することが肝心です。安全に、そして確実に行動するようにしましょう。

住民検診の日程 (9月以降の日程)

(基本健康診査、結核・肺ガン検診)

日	時	対象地区	場 所
9月27日	月 9:00~16:00	真喜良	真喜良第2集会所
28日	火 9:00~16:00		
29日	水 9:00~16:00	双葉	双葉公民館
30日	木 9:00~16:00		
10月1日	金 9:00~16:00	新川	新川公民館
4日	月 9:00~16:00		
5日	火 9:00~16:00	大浜	大浜公民館
6日	水 9:00~16:00		
7日	木 9:00~16:00		
8日	金 9:00~16:00		

自分を、家族を、まちを守るため 身につけたい この行動

防災のために必要な活動は、消化活動や救出活動、応急介護、避難などさまざまです。災害から自分や家族、自分のまちを守るためには、一人ひとりがこのような行動を身につけると同時に、自主防災組織など、地域ぐるみで取り組む防災活動がとても大事です。



防火管理者講習会のお知らせ

石垣市消防本部では下記のとおり「防火管理者講習会」を開催します。

【受講対象者】

学校、病院、旅館、ホテル、飲食店、店舗、観覧場、公会堂、事業場など不特定多数の者が出入りする所の関係者

【受付期間】

8月12日(木)～9月3日(金)
午前9時から午後5時まで
(申し込み受付は石垣消防本部予防課)

【講習会日時】

9月13日(月)～14日(火)
午前8時30分～午後5時

【講習会場所】

石垣市総合体育館研修室
申し込みの際、テキスト代として1,700円が必要。

【問い合わせ】

石垣市消防本部 ☎2-4050/2-4047

国づくり 人づくりにあなたの力を

青年海外協力隊への参加を考えている方へ

青年海外協力隊は国際協力事業団(JICA)が実施する国の事業で、これまで1万8千名余りの隊員が派遣され、現在2千3百名余りの隊員が世界59カ国で活躍中です。

どんな環境にあっても「自発的参加」と「工夫の精神」を持って、責任感、積極性、忍耐力でどんな困難も克服し充実した活動を展開しましょう。

【問い合わせ】

沖縄国際センター ☎098-876-6000
〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1
沖縄県文化環境部文化国際局
国際交流課 ☎098-866-2479
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

交通事故の相談

交通事故の内容が複雑になり、その解決に困っている方も多いと思います。「日本損害保険協会」では、「自動車保険請求相談センター」を設置し、自動車損害賠償責任保険と任意自動車保険の請求について、一切無料でご相談を受け付けております。

【問い合わせ】

(社)日本損害保険協会 ☎(098)868-8950
那覇市松山1-1-19 (安田生命那覇ビル6F)

裁判所の競売物件について

裁判所の競売物件は、一般の物件に比べ安価であることが魅力ですが、明渡しの不確実性や代金を支払うまで建物の中を見ることが出来ないなどの不安材料もあります。

平成10年の民事執行法改正により、銀行などのローンを利用することが可能となり、一般の方であっても入札に参加しやすくなりましたが、入札は自分の判断と責任で参加するものですから、あらかじめ情報を集め、十分に検討した上で、これに参加することが必要です。

競売物件に関する情報は、新聞広告、不動産情報誌、ファクシミリ情報サービス、インターネットのホームページなどで提供されていますが、入札に参加する場合には実際に裁判所に行き、現況調査報告書等のいわゆる三点セットを閲覧することが重要です。

交通遺児育英会奨学生を募集

保護者(父母等)が交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないために経済的な理由で修学が困難な場合、高等学校以上の学生に奨学金を貸与しております。

【問い合わせ】

(財)交通遺児育英会 ☎03-3581-2271
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-28

創業・異業種進出のための 人材確保を応援

雇用促進センターでは各助成金を交付しております。同助成金は創業や異業種の進出を行い、労働者の雇い入れる中小企業、個人の方が対象になります。

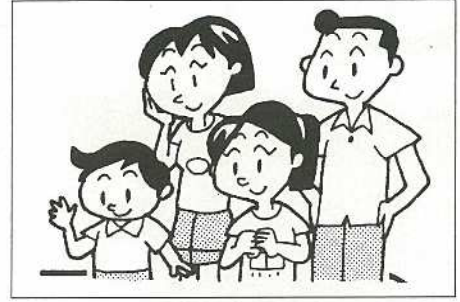
労働者を雇い入れる前に雇用管理改善に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けていただく必要があります。雇用促進センターでは、県知事から改善計画の認定を受けるための手続きについてのご相談も受けております。

【問い合わせ】

雇用促進センター
〒那覇市字上之屋後苗代原45-1 ☎(098)862-3212
(那覇新都心2 3 2 街区) 沖縄職業総合庁舎4階

資源節約は 家計の節約につながります

たくさんのエネルギー消費に支えられている私たちの暮らし。しかし、エネルギーには限界があり、地球温暖化など環境への悪影響も現れています。今、必要なのはライフスタイルの再点検と、ちょっとした工夫による省エネルギー。一年で最も電力消費の多い8月。家族みんなで省エネルギーに取り組みましょう。



入国警備官を募集

(高校卒業程度)

入国警備官は全国の地方入国管理局・同支局・同出張所・各入国者収容所入国管理センターにおいて不法入国者や不法残留者などの違反事件の調査。また、収容令書又は退去強制令書を発行された外国人の収捕、収容、護送、送還などの業務に従事します。さらに、入国者収容所入国管理センターなどにおける被収容者の処遇、施設の警備などの任務にあたります。

【受付期間】 8月16日(月)～8月30日(月)
【試験日】 9月26日(日)～9月27日(月)
【問い合わせ】

人事院沖縄事務所 ☎(098)834-8400
〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15
法務省福岡入国管理局那覇支局
〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15
☎(098)832-4185

刑務官募集のお知らせ

刑務所や拘置所等に勤務し、被収容者に対して日常生活の指導、職業訓練の指導、集会やクラブ活動の指導、悩みごとに対する助言指導などを行い、施設の保安警備の任に当たる刑務官を次の通り募集しています。

【受付期間】 8月30日(月)まで
(郵送の場合は当日消印有効)
【試験日】 10月3日(日)午前9時から
【試験会場】 県立那覇商業高等学校
【受験資格】 昭和45年4月2日～昭和57年4月1日生まれの男子(刑務A)と女子(刑務B)
【問い合わせ】

労働安全衛生法に基づく免許試験

九州安全衛生技術センターでは次の免許試験を行っております。

- ① 2級ボイラー技師
- ② クレーン運転士(床上運転士を含む)
- ③ 移動式クレーン運転士
- ④ 第1種衛生管理者
- ⑤ 第2種衛生管理者

また、この他に潜水士など14種類の試験を行っております。

【問い合わせ】 九州安全衛生技術センター
☎(0942)43-3381

自賠責は運転者すべてが加入する制度です

自動車損害賠償責任保険(共済)いわゆる自賠責はすべての自動車の保有者に加入を義務づけており、交通事故被害者への基本的な損害賠償を保証しております。

全国で年間百万人を越える交通事故の被害者の方に支払われております。

自賠責保険(共済)から生じる運用益の一部は、被害者保護、救済に役立てるなど、車社会における交通事故被害者の保護・救済を目的としております。

昨年は交通事故により百万人近い方が亡くなり、負傷しています。

増えつつける交通事故は、国民のだれもが交通事故の被害者にも加害者にもなる可能性があり、被害者だけでなく加害者にとっても悲惨な結果をもたらしています。

ドライバー一人ひとりがより一層の安全運転を心がけることが必要になっています。

毎月勤労統計調査

「毎月勤労統計調査」では、雇用については、常用・パート労働者数、入職・離職率、雇用指数。「賃金」については所定内・外、賞与、現金総額、賃金指数。労働時間については、所定内・外、総実、出勤日数、労働時間指数など様々に集計しております。

「毎勤だより」では、全国分の集計結果のほんの一部分をご紹介しますのであります。

集計結果や調査についてのご質問は、下記へお問い合わせください。

【問い合わせ】 沖縄県企画開発部統計課 ☎(098)866-2050

あなたの家族を捜す相談所を開設

あなたの身内で家出、その他の理由で行方が分からないままになっている方はいませんか。

音信が途絶えて生死が分からない方はいませんか。

沖縄県警察本部と八重山警察署では8月1日から8月31日までを行方不明者など捜索強化月間と定め、「行方不明者をさがす相談所」を開設しています。

お気軽にご相談ください。

【問い合わせ】 沖縄県警察本部刑事部鑑識課 ☎(098)867-6007
沖縄県警察本部生活安全部 ☎(098)867-8172
八重山警察署 ☎(09808)2-0110



建設工事入札参加資格審査
及び業者選定等に関する要
綱の一部改正について

石垣市では公共工事の適正な発注、円滑な実施を図るため要綱の一部改正を行い、「電気・管その他」の工事については、従来の2等級（A・Bランク）を3等級（A・B・Cランク）に改めました。

なお、土木工事及び建築工事一式については、これまで通りの4等級です。

（告示第90号 平成11年 7月6日）

【問い合わせ】 石垣市役所検査室 ☎2-1555

県外に住んでいる
阪神・大震災の被災者の皆様へ

兵庫県に戻りたい方は登録して下さい

阪神・大震災の被災者で県外に在住し、もとの住所地に戻ることを希望している方に対して、兵庫県では県内の公営住宅の募集情報や民間賃貸住宅への入居、持ち家再建などの情報提供や相談を個別に連絡して行います。

登録を希望する方へは登録用はがきを情報誌「兵庫だより」に同封してお送りします。

情報誌「ひょうご便り」を送付します

また、住宅募集などの支援施策や県外での交流会の情報などを掲載した県外居住被災者向けの情報誌「ひょうご便り」を希望される方に無料でお送りします。

【問い合わせ】

〒650-8567神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県庁 生活復興局生活復興推進課

☎(078)362-4216

県外居住被災者専用相談電話（フリーダイヤル）

☎0120-78-4133

健康相談のお知らせ（平成11年8月20日～9月30日）

健康増進課では市内各所において保健婦による健康相談を行っております。（日時と場所は次のとおりです）

【主な相談内容】

- ①成人相談（血圧測定・基本検診の結果等）
- ②乳幼児相談（身体測定・予防接種等）
- ③健康上の悩みごとや困っていること。

石垣市役所保健婦室（健康増進課内）

8月27日（金）午後1時～3時
9月10日（金）午後1時～3時
9月24日（金）午後1時～3時
（毎月第2・4金曜日）

登野城漁港（東2組倉庫）

9月2日（木）午前9時30分～11時30分
（毎月第1木曜日）

新栄町自治公民館

9月1日（水）午後1時～3時
（毎月第1水曜日）

真喜良第2団地集会所

9月1日（水）午後1時～3時
（毎月第1水曜日）

川平保健指導所

8月27日（金）午後1時～午後3時
9月10日（金）午後1時～午後3時
9月24日（金）午後1時～午後3時
（毎月第2・4金曜日）
☎8-2203

伊原間保健指導所

7月27日（火）午前10時～午後4時
8月10日（火）午前10時～午後4時
8月24日（火）午前10時～午後4時
（毎月第2・4火曜日）
☎9-2933



【問い合わせ】

市役所健康増進課 ☎2-1279

川平保健指導所 ☎8-2203

伊原間保健指導所 ☎9-2933

母（父）親学級へのご案内

母（父）親学級では、丈夫な赤ちゃんを産み育てるために、お産の仕組みや妊婦体操・呼吸法・栄養などについてアドバイスをしています。少人数の講習で話しやすい雰囲気です、ぜひ参加して下さい。

9月8日（水）午後1時30分～4時30分
ビデオによる講話を行います。また、母と子のための制度、妊婦体操、歯科医師による歯の話などを行います。（第1課）

9月22日（水）午後1時30分～4時30分
ビデオによる調理実習を行います。妊婦中毒症・肥満について、実際に作って試食します。エプロンを持参して下さい。（第2課）

9月29日（水）午後1時30分～4時30分
ビデオによる体操実技を行います。体操を通してお産の仕組みやお産の準備、妊婦体操・呼吸法・先輩ママとの交流会を

行います。（第3課）

場所：旧港湾ターミナル2F
時間：午後1時30分～4時30分
健康増進課長 ☎2-1279
旧港湾ターミナルビル ☎2-4200

乳児健康診査及び相談

【3～4ヶ月の乳児】（毎月第4土曜日）
8月28日（土）午後1時～3時
（対象：平成11年4月生まれの乳児）
9月25日（土）午後1時～3時
（対象：平成11年5月生まれの乳児）

【9～10ヶ月の乳児】（毎月第4土曜日）
8月28日（土）午前9時～11時
（対象：平成10年10月生まれの乳児）
9月25日（土）午前9時～11時
（対象：平成10年11月生まれの乳児）

【1歳6ヶ月児】（毎月第2・3木曜日）
9月9日（木）午後1時～1時30分
9月16日（木）午後1時～1時30分
（対象：平成10年2月生まれの幼児）

【3才児】（毎月第1・4木曜日）
8月26日（木）午後1時～2時
（対象：平成8年4月生まれの幼児）
9月2日（木）午後1時～2時
9月24日（木）午後1時～2時
（対象：平成8年5月生まれの幼児）

【妊産婦・乳幼児相談】（毎月第3火曜日）
9月21日（火）午後1時～2時
（対象：希望者）

【離乳食実習】（毎月第2火曜日）
9月14日（火）午後1時30分～1時45分
（対象：4ヶ月児）